

## 事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ 法・司法チーム

### 1. 案件名（国名）

国名：カンボジア王国（カンボジア）

案件名：法・司法分野人材育成プロジェクト

Legal and Judicial Development Project Phase 6

### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における法・セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジアでは、JICAの協力の下で、民法及び民事訴訟法（以下「民事法」という。）が、それぞれ2007年及び2006年に成立し、その後も、関連法令の起草や法曹人材の育成が継続されている。しかしながら、1990年代まで続いた20年以上にわたる内戦下において、多数の法律が廃止され、法曹人材を含む知識人が大量に虐殺された歴史的な経緯もあり、カンボジアにおいて、民事法の適切な解釈・運用が定着するには、なお多くの課題が残されている。

JICAは、係る状況において、カンボジア王国司法省に対し、1999年から現在まで20年以上に亘り、民事法の起草・普及とともに、民事法を運用する法曹人材の育成支援を行ってきた。法曹人材の育成については、王立裁判官検察養成校（Royal School of Judges and Prosecutors。以下「RSJP」という。）が、その設立当初から、教官数の不足及び組織的なカリキュラム、教材の不備等といった問題に直面していたことから、2005年11月から2012年3月まで、「裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト」（フェーズ1、フェーズ2）を実施し、教官候補生の能力強化、カリキュラム及び教材の作成を行い、一定程度成果がみられた。

その後、JICAは、「民法、民事訴訟法普及プロジェクト」（2012年4月1日から2017年3月31日まで）及び「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」（2017年4月1日から2022年10月31日まで）を実施し、民事関連法令の起草、書式例の整備、民事判決書の公開等の活動を通じて、民事法のより適切な運用を支援した。他方でその過程で、裁判官をはじめとする法曹人材による民事法の適用、解釈の能力が未だ発展途上にあることが明らかになった。本課題の主な原因としては、新任・現職の裁判官の育成を担うRSJPの教育の質の問題が挙げられる。具体的には、RSJPでは、過去のJICAプロジェクトで育成された講師が講義を継続しているが、裁判官や検察官との兼務のため多忙を極めており、カリキュラム・教材の継続的、組織的な更新が行われていない。このため、裁判を通じた法の解釈・適用の教訓の集積・活用や、新法に関する知識の提供を行う機会が十分ではなく、新任及び現職の裁判官の法の適用・解釈能力向上の機会が限られている。

このような状況の中、カンボジア政府は、「第4次四辺形戦略（2018年～2023年）」、「国家戦略開発計画 2019-2023」等の開発政策の中核分野として、グッドガバナンス、民事法に関する司法分野の人材育成を掲げ、RSJP やその他の法律専門職の育成校から成る王立司法学院（Royal Academy for Judicial Profession。以下「RAJP」という。）の組織・教官の拡充を計画している。今般、同政府から日本政府に対し RAJP における裁判官をはじめとする法曹人材の育成に対する協力要請があり、支援を行うことになった。

（2）当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対カンボジア王国国別開発協力方針において、「民法・民事訴訟法等に関する法制度整備・法曹人材の育成」は重点課題の一つ「（3）ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現」に位置付けられている。

また、JICA グローバル・アジェンダ（12.ガバナンス）では、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が実現し、一人一人の国民が人間として尊重される社会を目指すため、行政及び司法、メディアにおける制度構築・改善及びこれを目指す人材育成を行うことを掲げている。本事業においてカンボジアの民事法分野に関する法曹人材の育成にかかる効果的な体制を構築することは、恣意的な法適用を排し、公正な裁判を実現することによって人々の権利を保護し、カンボジアにおける法の支配の実現に寄与することとなる。これは、法の支配を含む普遍的価値が実現し、一人一人の国民が人間として尊重されるための社会を目指すグローバル・アジェンダの方針とも整合している。

さらに、SDGs の Goal16 のターゲット 16.3 は、「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ことを掲げているところ、本事業による法の支配を促進することは、SDGs の実現にも資するものである。

（3）他の援助機関の対応

民事法の起草・運用、法曹人材の育成を行っている他の援助機関は存在しない。

裁判外紛争解決制度（Alternative Dispute Resolution。以下「ADR」という。）については、EU の資金援助を受けて NGO オックスファムがコミュニティレベルでの紛争解決を支援するため活動を行っており、本プロジェクトにおける ADR 支援との整合性に留意する必要がある。

刑事法分野については、国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）が裁判事務、事件管理データベースの整備等を実施している。

### 3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、カンボジアにおいて、①裁判官教育における民事法分野の効果的なカリキュラム及び教材の作成等、②教官の能力向上及び知見の組織的蓄積、③教育方法の研究及び蓄積により、RAJP の教育を効果的に行う体制が強化され、もって、カンボジアにおける裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力が向上することに寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名 首都プノンペン及びその他の地域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： RAJP、最高裁判所、控訴裁判所、弁護士会、王立法律経済大学などの関係機関の職員、及び RAJP において教育を受ける司法関係者

最終受益者： 民事司法制度を利用するカンボジア市民及び事業者一般

(4) 総事業費（日本側）

約 3.5 億円（予定）

(5) 事業実施期間

2022 年 11 月 1 日～2027 年 10 月 30 日を予定（計 60 か月）

(6) 事業実施体制

司法省をカウンターパートとし、司法省の監督下にある RAJP を支援対象として実施する。

なお、RAJP には、RSJP のほか、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校が含まれており、RSJP の裁判官教育の改善検討を通じたカリキュラム、教材作成のノウハウを生かして、他の養成校の教材、カリキュラム等の改善を予定している。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

専門家派遣（合計約 180P/M）：

・長期専門家

① 総括／民事法教育

② 民事法教育

③ 業務調整

・短期専門家派遣（民事法教育、ADR 等）

・研修員受け入れ（民事法教育、ADR 等）

・機材供与： N/A

2) カンボジア国側

① カウンターパートの配置

・プロジェクトディレクター：司法省次官（裁判事務総括、司法分野ドナー連携担当）

・プロジェクトマネージャー：司法省次官（民事法分野担当）

・ RAJP、最高裁判所、控訴裁判所、弁護士会、王立法律経済大学等から選任されるワーキンググループメンバー（未定）

② 施設提供（プロジェクトオフィス、ワーキンググループ会場等）

(8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 他事業との連携

新留学生プログラム「法司法分野の中核人材プログラム」においては、本案件の上位目標達成・インパクト発現に貢献すると期待される人材を長期研修員として採用し、育成していく予定である。また、同長期研修においては、開発大学院連携パートナー大学を受入れ先とすることにより、法・司法分野のみならず広く日本の開発経験を理解する機会を提供している。

2) 我が国の援助活動

法務省国際協力部：2020年1月にRAJPとの間で法司法分野における協力覚書を締結し、民事訴訟実務に関する教官向けセミナーを開催した実績がある。個別テーマに関する協力が中心であり、本プロジェクトによる長期的な人材育成と補完関係にある。

名古屋大学日本法教育センター：2008年より王立法律経済大学において日本語及び日本法の教育を実施。同大学の卒業生や教員からプロジェクトのワーキンググループへの参加を通じた事業の質の向上が期待できる。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類:C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) ジェンダー分類：「GI(S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

本事業は、ジェンダー平等の重要性に鑑み、裁判官や司法関係者の能力強化の一環として、ジェンダーの視点から民事法を取り上げる研修を実施する予定であるため。

(10) その他特記事項

特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力が

向上する

指標：1.民事裁判及び関連制度に対する第三者（関係省庁、法曹関係者、ビジネス関係者等）からの評価が向上する。

指標：2.RAJP 修了生の民事裁判手続きに係る理解度が向上する。

（2）プロジェクト目標：RAJP における裁判官その他司法関係者のための民事法に関する解釈・適用能力を向上するための教育を効果的に行う体制が強化される。

指標：1.RAJP がカリキュラムを作成等する仕組みが構築される。

指標：2.RAJP が教材を作成等する仕組みが構築される。

指標：3.RAJP が効果的な教育方法を実践する仕組みが構築される。

### （3）成果

成果 1：裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的なカリキュラムの作成及び改訂（以下「作成等」）がなされる。

成果 2：裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教材の作成等がなされる。

成果 3：RAJP の教官（専任教官、兼任教官、教官候補生を指す。）が効果的なカリキュラム及び教材の作成等に参加することにより、これに関する教官の教育能力（民事法に関する解釈・適用能力を含む）が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される。

成果 4：裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教育方法の研究・実践がなされる。

成果 5：教官が効果的な教育方法の研究・実践に参加することにより、これに関する教官の教育能力（民事法に関する解釈・適用能力を含む）が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される。

### （4）主な活動：

成果 1 を達成するため、必要なワーキンググループを設置し、既存のカリキュラム（試験・評価制度を含む）を検討し、その結果を踏まえ、新規教育、継続教育のカリキュラムを作成する。

成果 2 を達成するため、必要なワーキンググループを設置し、既存の教材を検討し、その結果を踏まえ、教材の作成、公開等を行う。

成果 3 を達成するため、カリキュラム等の作成及び結果をまとめて資料化し、RAJP の教官へ配布し、RSJP 以外の各養成校の教育への活用を検討する。

成果 4 を達成するため、本プロジェクトで作成等をしたカリキュラム等に基づき、授業計画モデルを作成し、効果的な教育方法を研究し、実践する。その他民事司法実務の改善に資する活動（調停人トレーニング研修や女性の地位改善に関するセミナー）を行う。

成果 5 を達成するため、本プロジェクトにおけるカリキュラム等の作成や教育方法の研究・実践において得られた知見について外部発表を通じて検討を深め、その成果を蓄積する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

ワーキンググループメンバーに、裁判官その他司法関係者を含む適切なメンバーが選出される。常勤又は非常勤の教官がプロジェクト終了まで継続的に雇用される。

### (2) 外部条件

特になし。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件の評価結果

本事業の過去のフェーズで行われたカンボジア「裁判官検察官民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」（2008年4月から2012年3月）の終了時評価では、プロジェクト成功の要因として、ワーキンググループを通じて教官候補生の能力向上とノウハウ蓄積に焦点を当てることにより、意欲の高い現役法曹が実務を通じて習得した知識をカリキュラムや教材作成に反映させていくことが可能になったことを挙げている。一方、これらの教官候補生が、プロジェクト終了後に法曹人材の育成に継続的に関わらなかったことで、プロジェクトの成果が十分に効果的なものとならなかったことが関係者により指摘されている。本事業においては、積極的に法曹人材の育成に関するカリキュラム、教材作成、教授方法に関する議論に関与する能力及び意欲のある教官及び教官候補生をワーキンググループに配置するとともに、これらの人材が、RAJPの専任教官などの立場で継続的に関与するとともに、後任の教官等が、改善された教育システムを踏まえた指導を行うことができる組織的な能力向上を目指す必要がある。

「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」（2017年4月から2022年10月）で行ってきた判決書公開支援は、カンボジアの司法セクターの透明性向上に資するため、今後も継続的な判決公開を行うことを司法省に促すとともに、本事業で作成される教材作成等にも活かされるよう進めていく。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、民事法分野に関する法曹人材の育成にかかる効果的な体制を構築することを通じてカンボジアにおける法の支配の実現に寄与するに資するものであり、SDGs ゴール 16.3「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、

全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後      事後評価

以 上